

米子市
地域福祉計画・地域福祉活動計画
(愛称)

令和2年～令和6年度
(2020～2024)

令和2年3月
米子市
米子市社会福祉協議会

目 次

第1章 計画策定の趣旨	1
1 計画策定の背景	1
2 地域福祉とは	5
3 地域福祉計画・地域福祉活動計画とは	5
4 計画策定の体制	6
第2章 米子市の現状と課題	7
1 各種統計データから見た米子市の現状	7
2 各種調査	16
3 米子市の課題（まとめ）	24
第3章 米子市が目指す地域福祉の姿	26
1 基本理念	26
2 基本目標	26
3 目標を達成するための体制	27
4 計画の体系	30
第4章 目標達成のための具体的な取組	31
1 基本施策	31
2 重点項目	31
第5章 計画の実行体制	32
1 計画策定委員会、社会福祉審議会、各計画の策定委員会との関係	32
2 庁内検討会議の位置づけ	32
3 地域の会議体との連携・ボトムアップによる施策形成	32
4 進捗管理体制・点検方法	32
資料編	33

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景

(1) 地域共生社会を目指して

少子化や人口流出の影響により、本市の人口はすでに減少に転じており、それに加えて、ライフスタイルの多様化や個人主義的傾向が強まる中で、地域福祉活動の担い手不足や、地縁組織である自治会等の組織力の低下が顕著となっており、地域を中心とした住民同士の支え合いの機能は弱まってきました。さらに、核家族化や単身世帯の増加に伴い、家族同士のつながりの希薄化も見られます。

また最近では、周囲との関わりを拒むなどして地域の中で孤立する家庭の問題や、貧困、虐待、ドメスティックバイオレンス（DV）など、生活課題が複雑かつ深刻化し、複合的な支援を必要とするような、対応が困難なケースが浮き彫りとなっています。

このような状況の中で、誰もが住み慣れた地域で安心・安全に暮らしていくためには、福祉制度の「縦割り」の構造や、「支え手」と「受け手」という関係性を超えて、地域に関わる様々な主体がそれぞれ役割を持ちながら参画し、つながることで、ともに地域を支えていく「地域共生社会」を実現していく必要があります。

米子市では、このような考え方を具現化し、実行することを目指し、「米子市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定するものです。

(2) 主な国の動き

平成28年	6月	「ニッポン一億総活躍プラン」に「地域共生社会の実現」を明記
	7月	「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置
	10月	地域力強化検討会を設置
平成29年	5月	地域包括ケアシステム強化法成立
	9月	地域力強化検討会「最終とりまとめ」を公表
	12月	「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」を告示 「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」発出
平成30年	4月	改正社会福祉法施行

【地域共生社会】

「子ども・高齢者・障害者などすべての人々が地域、暮らし、生きがいとともに創り、高めあうことができる『地域共生社会』を実現する。このため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支えあいながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する。」（ニッポン一億総活躍プラン）

(3) 社会福祉法の改正の概要

ア 地域福祉の推進（第4条第1項）**改正**

「地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会」は、

「与えられる」⇒「確保される」よう努めなければならない。

イ 地域福祉の理念（第4条第2項）**新設**

地域住民等は本人及びその世帯に着目し、幅広く生活を捉え、包括的に地域生活課題を把握し、支援関係機関と連携して解決を図るよう特に留意する。

ウ 福祉サービス提供の原則（第5条）**改正**

社会福祉を目的とする事業を営む者が福祉サービスを提供するに当たっては、地域福祉推進に係る取組を行う地域住民等との連携を図るべきである旨追加。

エ 地域福祉推進に関する国・地方公共団体の責務（第6条第2項）**新設**

国・地方公共団体は、地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図る施策その他地域福祉の推進のために必要な措置を講ずることを努力義務化。

オ 相談支援を担う事業者の責務（第106条の2）**新設**

相談支援を担う事業者は、必要に応じて適切な支援関係機関につなぐことを努力義務化。

カ 包括的な支援体制の整備（第106条の3）**新設**

以下の事業の実施等により、市町村の包括的な支援体制の整備の推進を努力義務化。

（第1号関係）

- ・地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援
- ・地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備
- ・地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推

進めるために必要な環境の整備

(第2号関係)

- ・地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備

(第3号関係)

- ・多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築

キ 市町村地域福祉計画（第107条）改正

以下の内容を定めるよう規定するとともに、計画の策定を努力義務化。

- ・福祉の各分野における共通的な事項（「上位計画」として位置付け）
- ・包括的な支援体制の整備に係る事業に関する事項

(参考) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）〈抄〉

※地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）による改正後

(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

(福祉サービスの提供の原則)

第5条 社会福祉を目的とする事業を営業者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、地域福祉の推進に係る取組を行う他の地域住民等との連携を図り、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようにその事業の実施に努めなければならない。

(福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務)

第6条（略）

2 国及び地方公共団体は、地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めなければならない。

(地域子育て支援拠点事業等を経営する者の責務)

第106条の2 社会福祉を目的とする事業を営む者のうち、次に掲げる事業を行うもの(市町村の委託を受けてこれらの事業を行う者を含む。)は、当該事業を行うに当たり自らがその解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握したときは、当該地域生活課題を抱える地域住民の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を勘案し、支援関係機関による支援の必要性を検討するよう努めるとともに、必要があると認めるときは、支援関係機関に対し、当該地域生活課題の解決に資する支援を求めるよう努めなければならない。

- 一 児童福祉法第6条の3第6項に規定する地域子育て支援拠点事業又は同法第10条の2に規定する拠点において同条に規定する支援を行う事業
- 二 母子保健法(昭和40年法律第141号)第22条第1項に規定する母子健康包括支援センターを営む事業
- 三 介護保険法第115条の45第2項第1号に掲げる事業
- 四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第3号に掲げる事業
- 五 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第59条第1号に掲げる事業

(包括的な支援体制の整備)

第106条の3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
 - 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
 - 三 生活困窮者自立支援法第2条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業
- 2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 前条第1項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

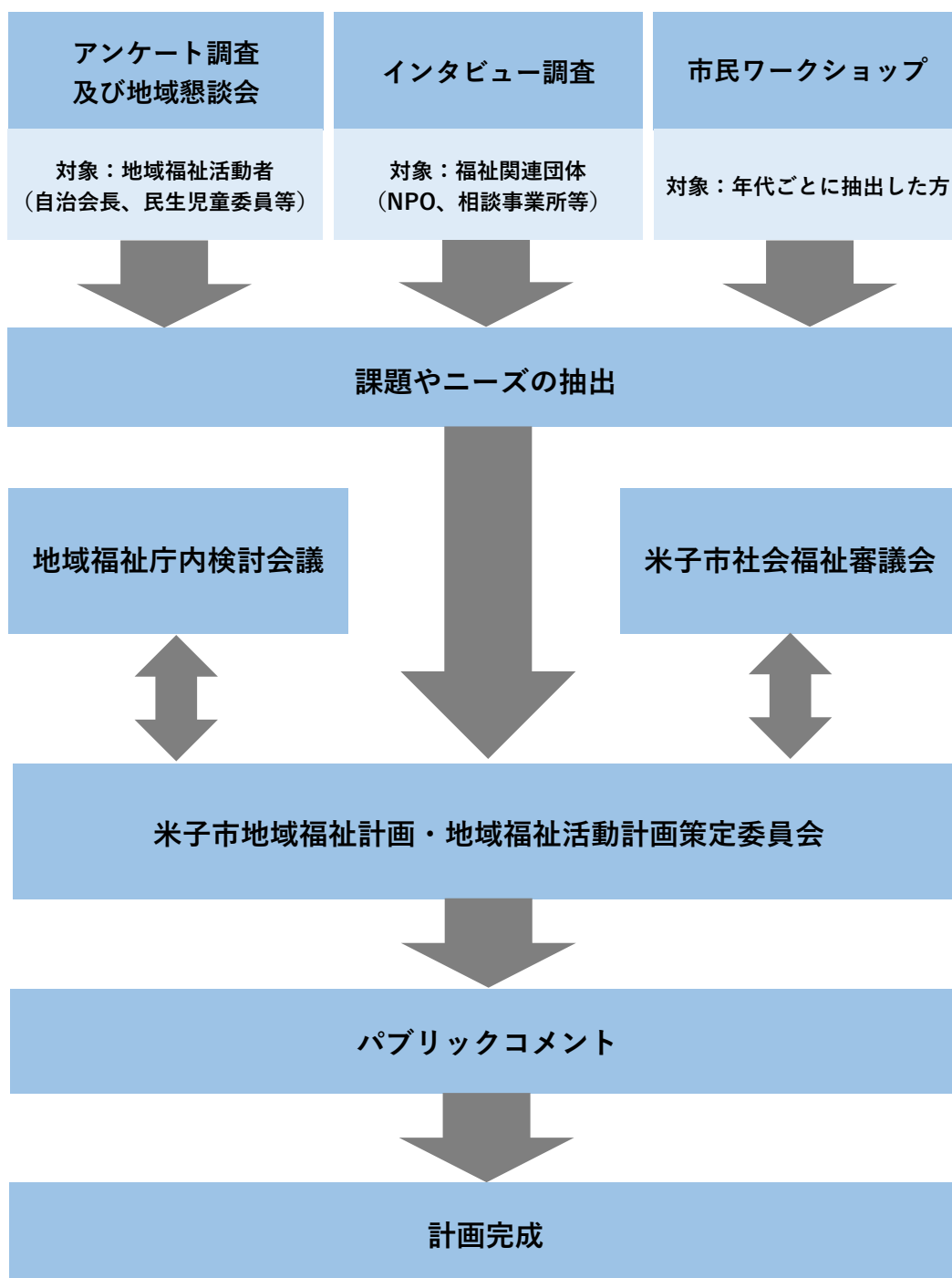
2 地域福祉とは

3 地域福祉計画・地域福祉活動計画とは

- 法的位置づけ
- 今までの流れ
- 市と社協との関係（計画を統合する意義）
- 本計画における「地域」の考え方
- 他計画との関係
- 計画期間

4 計画策定の体制

本計画は、地域福祉活動の実践者、福祉関連団体や事業者、そのほか広く市民の参画を得た上で、米子市の関係課や社会福祉協議会、社会福祉審議会、米子市地域福祉・地域福祉活動計画策定委員会における検討を経て、策定を行いました。



第2章 米子市の現状と課題

1 各種統計データから見た米子市の現状

(1) エリアごとの人口

総人口は中心エリアが 35,620 人、高齢化率は尚徳エリアが 37.2%と最も高くなっています。総人口の最も多い中心エリアと最も少ない淀江エリアでは約 3.7 倍の差があり、また、高齢化率においても最も高い尚徳エリアと最も低い福生・福米エリアでは約 15%の差があります。

■地区別人口統計

H30.12.31時点

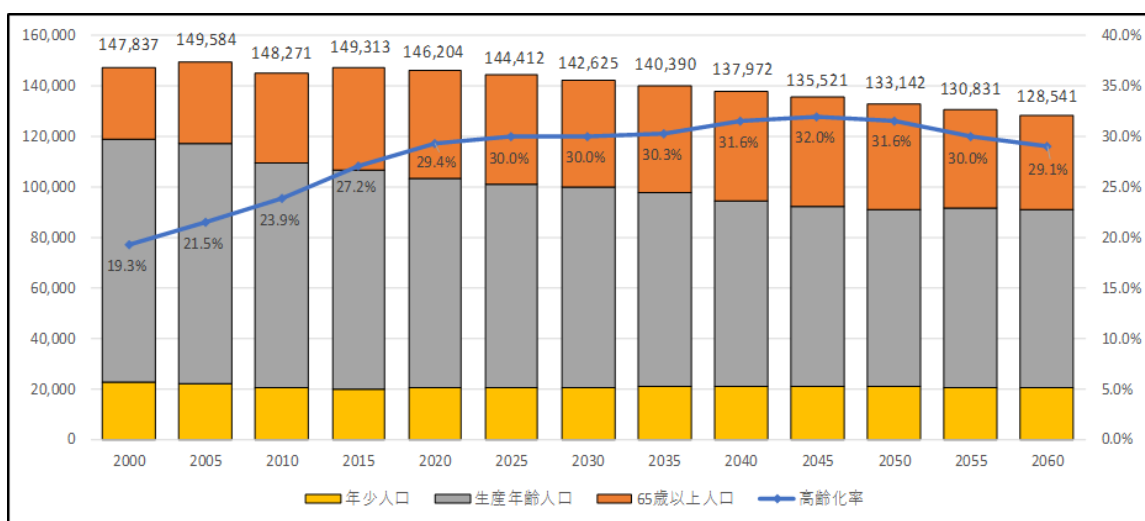
エリア	人口	0~5	6~14	0~14	15~64	65以上	うち75以上	高齢化率	世帯数	平均年齢	
中心	明道	4,710	250	367	617	2,627	1,466	852	31.1%	2,238	48.41
	就將	7,289	355	558	913	4,452	1,924	1,002	26.4%	3,565	45.97
	啓成	6,203	270	346	616	3,359	2,228	1,226	35.9%	3,302	50.84
	車尾	7,252	575	763	1,338	4,501	1,413	733	19.5%	2,973	40.63
	義方	10,166	391	662	1,053	5,770	3,343	1,788	32.9%	5,192	49.80
	合計	35,620	1,841	2,696	4,537	20,709	10,374	5,601	29.1%	17,270	47.15
福生・福米	福生東	8,059	584	812	1,396	4,879	1,784	927	22.1%	3,621	42.29
	福生西	4,641	238	364	602	2,676	1,363	711	29.4%	2,453	46.82
	福米東	11,100	734	996	1,730	6,999	2,371	1,203	21.4%	5,062	42.82
	福米西	8,577	628	933	1,561	5,417	1,599	832	18.6%	3,856	40.38
	合計	32,377	2,184	3,105	5,289	19,971	7,117	3,673	22.0%	14,992	42.61
住吉・加茂	住吉	11,167	606	968	1,574	6,570	3,023	1,523	27.1%	5,194	45.62
	加茂	9,340	627	786	1,413	5,735	2,192	1,159	23.5%	4,400	42.72
	河崎	4,686	222	352	574	2,646	1,466	717	31.3%	2,040	47.96
	合計	25,193	1,455	2,106	3,561	14,951	6,681	3,399	26.5%	11,634	44.98
弓浜	彦名	4,680	224	400	624	2,612	1,444	721	30.9%	1,953	47.38
	夜見	4,687	224	345	569	2,633	1,485	730	31.7%	1,984	48.32
	富益	5,000	279	394	673	2,894	1,433	659	28.7%	2,028	46.16
	崎津	2,906	97	177	274	1,546	1,086	559	37.4%	1,273	51.75
	和田	2,493	69	140	209	1,299	985	504	39.5%	1,107	52.66
	大篠津	2,013	89	133	222	1,102	689	366	34.2%	862	49.83
	合計	21,779	982	1,589	2,571	12,086	7,122	3,539	32.7%	9,207	48.72
尚徳	成実	4,219	144	281	425	2,188	1,606	821	38.1%	1,879	51.68
	尚徳	1,624	57	109	166	834	624	288	38.4%	640	51.52
	永江	2,587	69	206	275	1,310	1,002	422	38.7%	1,179	50.51
	五千石	3,046	126	221	347	1,659	1,040	550	34.1%	1,221	49.59
	合計	11,476	396	817	1,213	5,991	4,272	2,081	37.2%	4,919	50.84
箕蚊屋	巖	3,414	176	307	483	2,018	913	459	26.7%	1,374	45.63
	春日	2,156	84	153	237	1,113	806	444	37.4%	868	51.53
	大高	3,194	129	224	353	1,822	1,019	476	31.9%	1,290	48.92
	梶	3,765	182	357	539	2,263	963	416	25.6%	1,428	45.46
	合計	12,529	571	1,041	1,612	7,216	3,701	1,795	29.5%	4,960	47.43
淀江	淀江	9,550	533	783	1,316	5,287	2,947	1,550	30.9%	3,774	47.34
全体	人口	148,524	7,962	12,137	20,099	86,211	42,214	21,638	28.4%	66,756	47.01

(2) 人口の将来推計

本市の人口は緩やかに減少していきます。年齢別にみると65歳以上人口や年少人口と比べ、生産年齢人口の減少が著しく、2045年頃には高齢化率が最も高くなり32.0%に達します。

■米子市の将来人口推計

	2000	2005	2010	2015	2020	2025	2030	2035	2040	2045	2050	2055	2060
総人口	147,837	149,584	148,271	149,313	146,204	144,412	142,625	140,390	137,972	135,521	133,142	130,831	128,541
65歳以上人口	28,552	32,139	35,379	40,569	42,956	43,262	42,837	42,581	43,536	43,370	42,100	39,196	37,344
生産年齢人口	95,877	95,197	88,910	86,473	82,618	80,392	79,184	76,885	73,182	70,954	70,034	71,050	70,902
年少人口	22,973	22,067	20,678	20,163	20,630	20,758	20,603	20,924	21,254	21,197	21,008	20,586	20,296
高齢化率	19.3%	21.5%	23.9%	27.2%	29.4%	30.0%	30.0%	30.3%	31.6%	32.0%	31.6%	30.0%	29.1%
生産年齢人口割合	64.9%	63.6%	60.0%	57.9%	56.5%	55.7%	55.5%	54.8%	53.0%	52.4%	52.6%	54.3%	55.2%
年少人口割合	15.5%	14.8%	13.9%	13.5%	14.1%	14.4%	14.4%	14.9%	15.4%	15.6%	15.8%	15.7%	15.8%

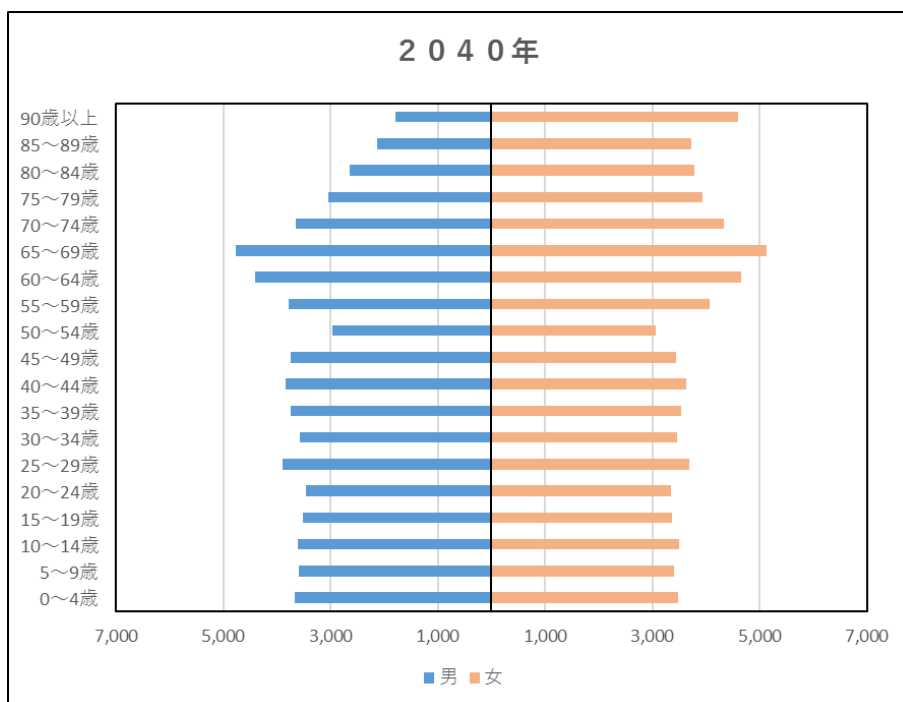
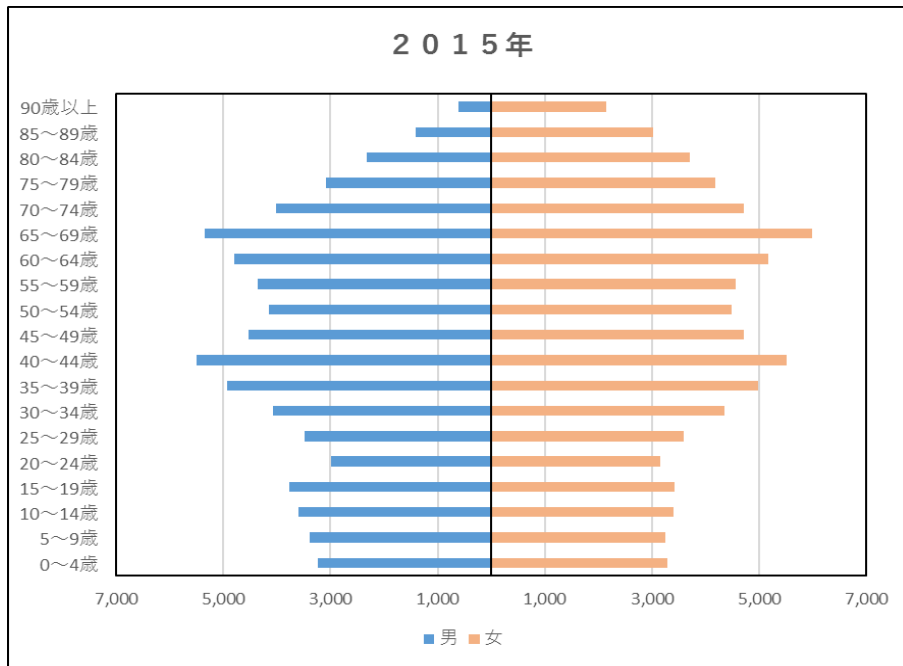


※2000年～2015年は国勢調査（総人口は年齢不詳を含む）

2020年～2060年は米子市独自推計（米子市がいな創生総合戦略目標値）

2015年と25年後の2040年における本市の性・年齢別人口構成(人口ピラミッド)の変遷をみると、2040年には団塊の世代の子らの世代であると考えられる65～69歳が女性では最も多くなり、男性においても2番目に多くなります。また、2040年には団塊の世代が90歳以上になることから、女性においては90歳以上が3番目に多くなると考えられます。

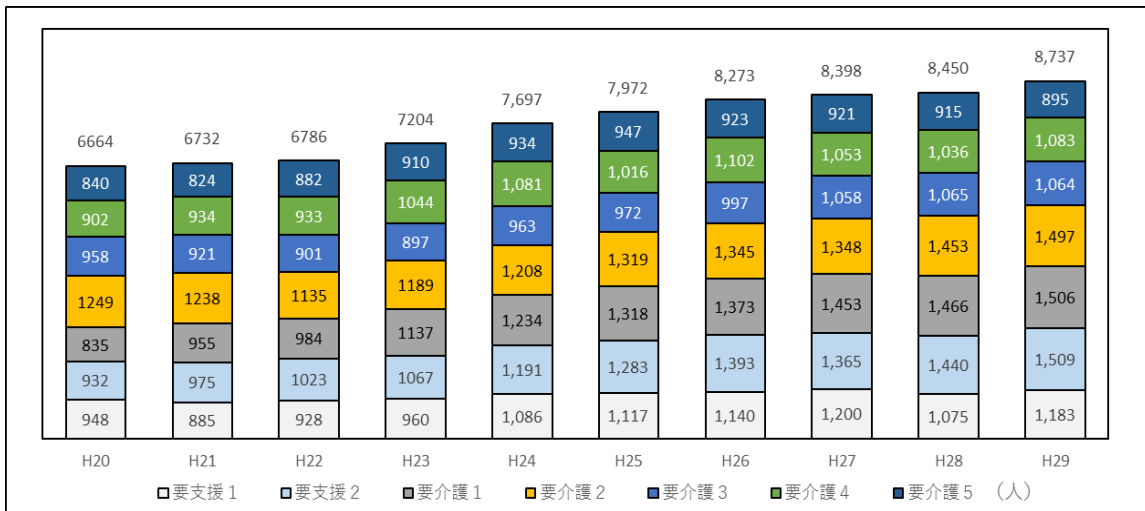
■年齢5歳階級人口推計



(3) 高齢者の状況

米子市の要介護認定者は年々増加しており、要支援2及び要介護1の認定者の増加が目立ちます。平成20年から平成29年の9年間で認定者数はそれぞれ要支援2で約1.6倍となり、要介護1で約1.8倍となりました。

■ 要介護認定者数の推移

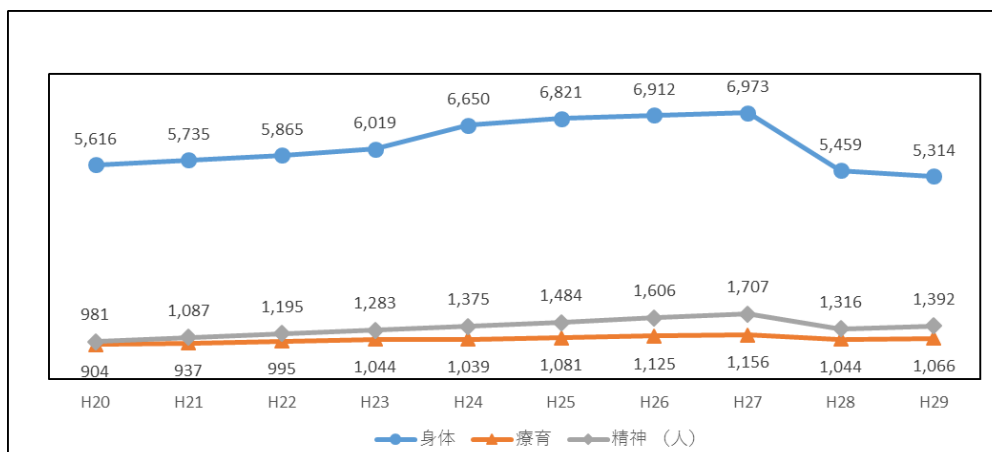


※各年度3月末日時点

(4) 障がい者の状況

手帳所持者数は平成 27 年まで緩やかに増加し、その後減少しています。手帳所持者の約 68%が身体障がい者となっています。また、身体障がい者の内最も多いのが肢体不自由者であり約 54%を占めます。精神障がい者のうち最も多いのが 2 級であり、約 77%を占めます。

■ 障害者手帳所持者数の推移



障がい種類別

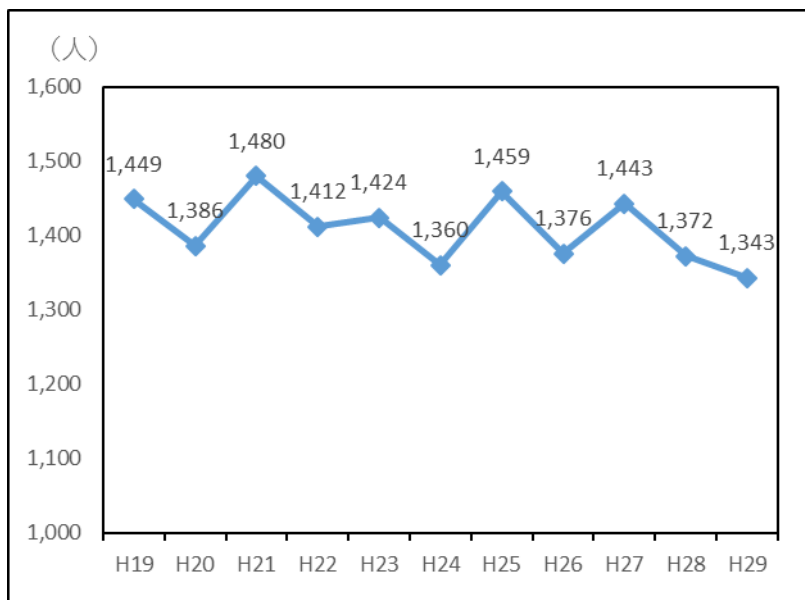
身体		療育		精神	
視覚	341	A	323	1 級	172
聴覚平衡機能	407	B	743	2 級	1,075
音声言語機能	65			3 級	145
肢体不自由	2,900				
内部	1,601				
合計	5,314	合計	1,066	合計	1,392

※平成 30 年 3 月 31 日現在

(5) 出生の状況

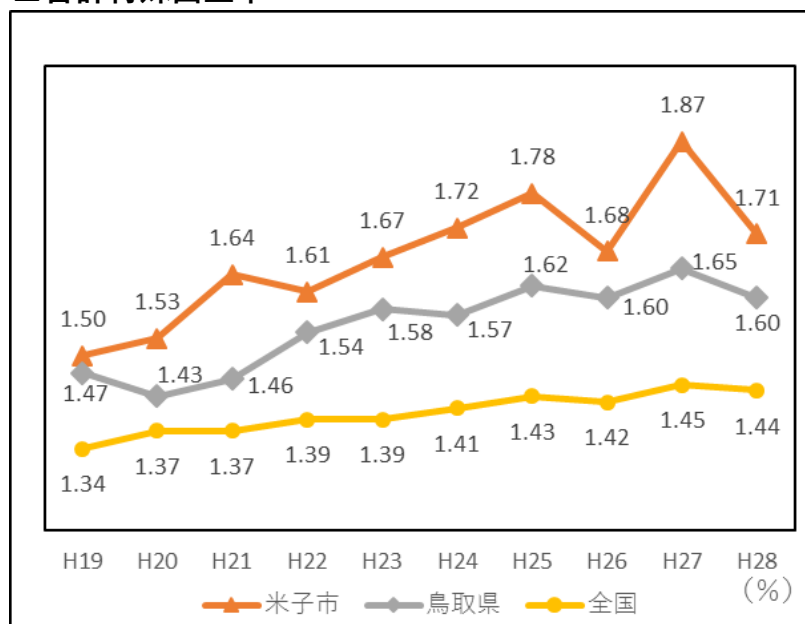
出生数は年により若干の差がありますが、ほぼ横ばいになっています。合計特殊出生率は平成 28 年度時点で 1.71 であり、全国平均の 1.44、鳥取県平均の 1.60 より若干高くなっています。

■出生数の推移



※米子市住民基本台帳

■合計特殊出生率



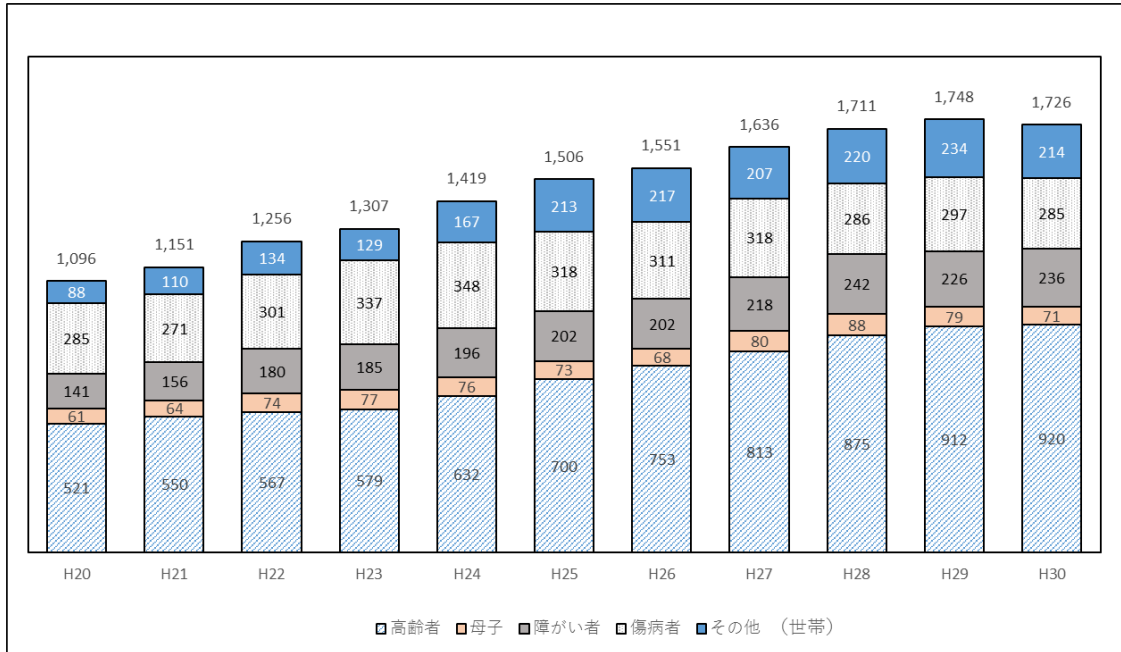
※厚生労働省「人口動態統計」

鳥取県福祉保健課「人口動態統計」

(6) 生活困窮者の状況

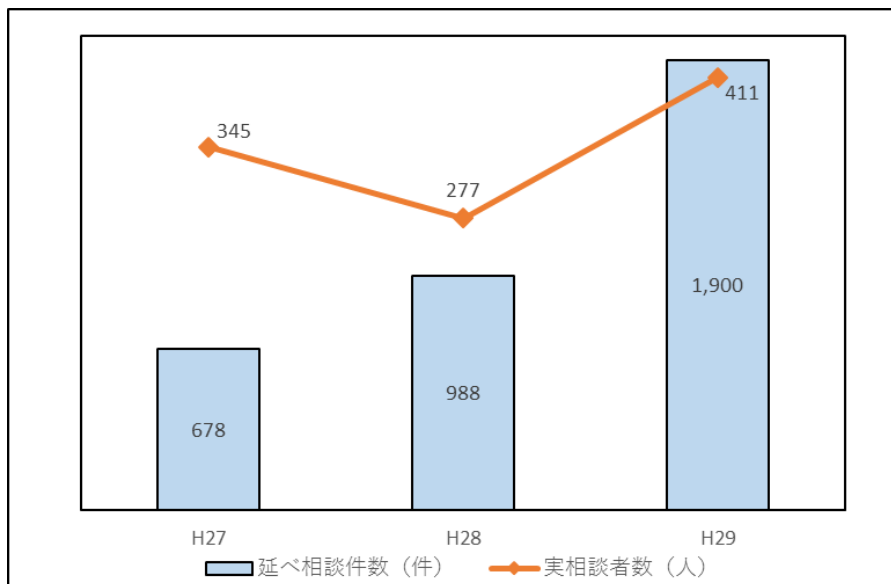
生活保護受給者数は増加し続けています。とりわけ増加が多いのは高齢者世帯とその他の世帯であり、平成 20 年からの 10 年間で、高齢者世帯は約 1.8 倍、その他の世帯は約 2.4 倍に増加しています。また、生活困窮者自立相談支援事業への相談数も増加しています。

■生活保護受給者数の推移



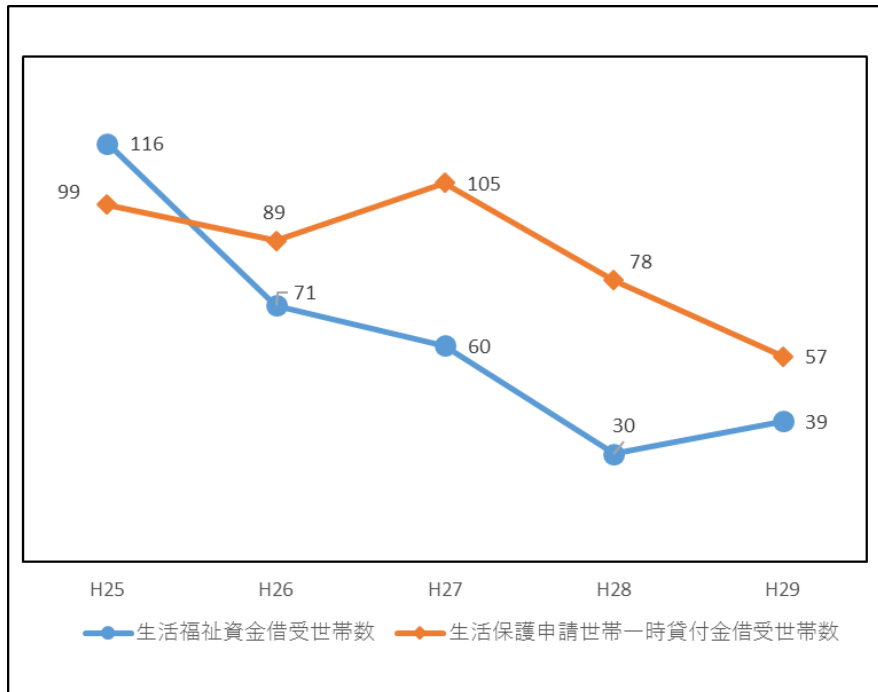
※各年度 4 月末時点

■生活困窮者自立相談支援事業 相談件数の推移



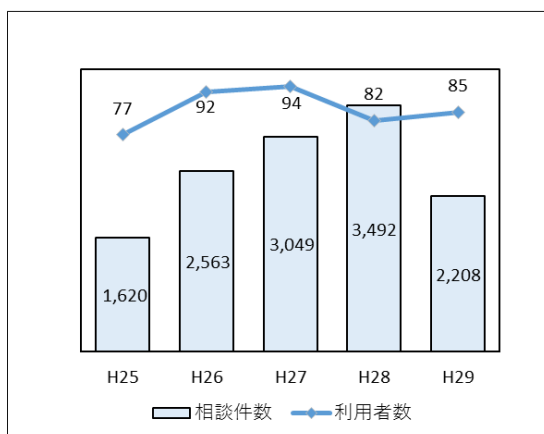
生活福祉資金借受世帯数は減少し続けています。生活保護申請世帯への一次貸付金借入世帯数は、平成 27 年度に最も高くなり、その後減少しています。

■生活福祉資金借受世帯の推移

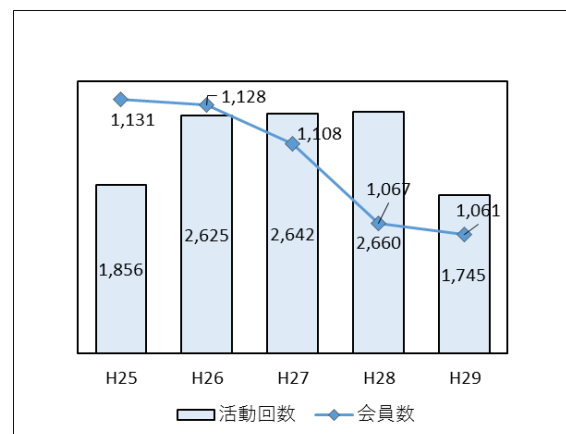


(6) その他の生活支援に関する事業の状況

■日常生活自立支援事業の推移



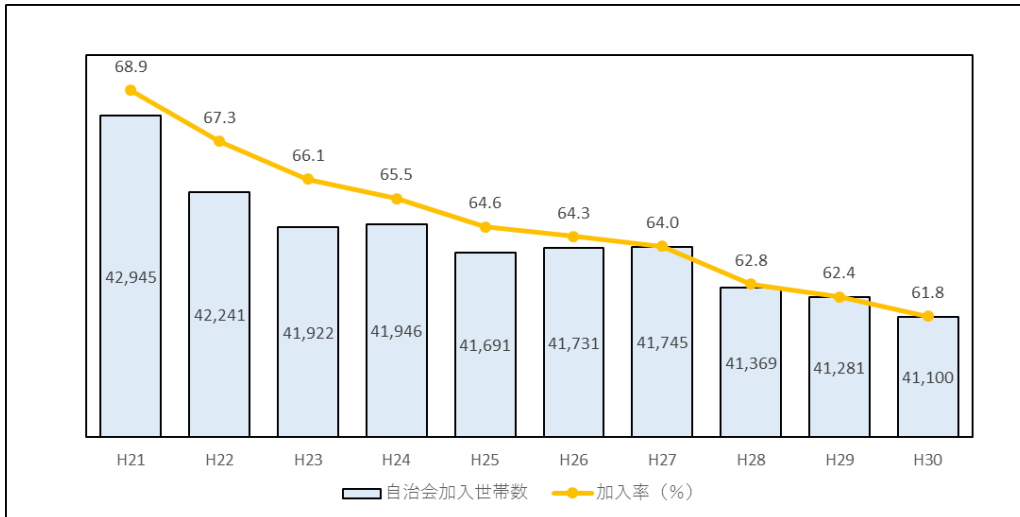
■ファミリーサポートセンター事業の推移



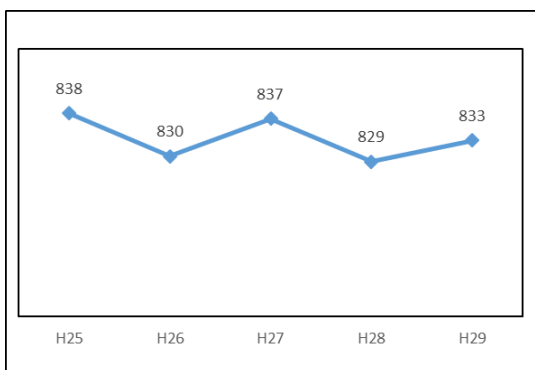
(7) 地域・住民活動の状況

自治会加入率は減少し続けています。自治会加入世帯数は平成 21 年で42,945世帯、平成 30年には41,100世帯となり、10年間で1,845世帯減少しています。

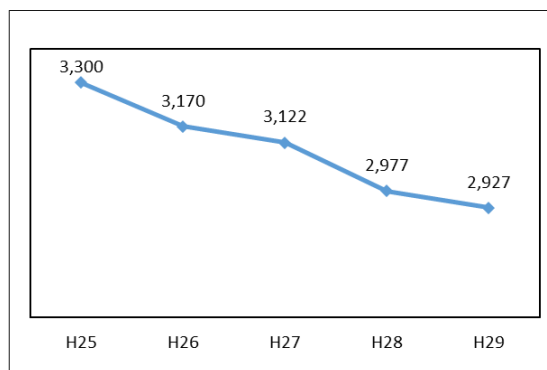
■自治会加入世帯数の推移



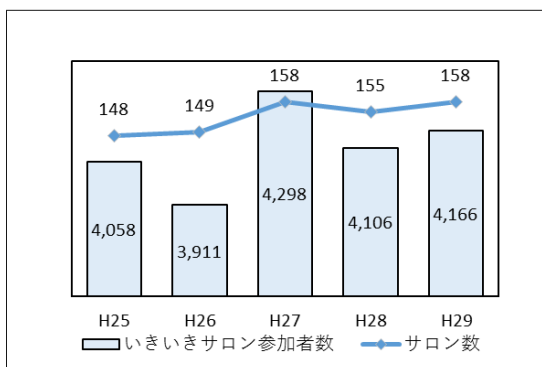
■在宅福祉員数の推移



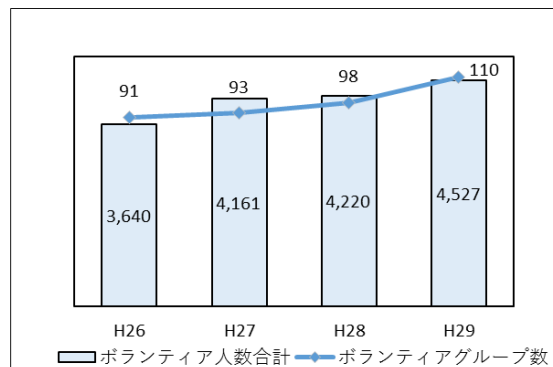
■見守り・援助対象者数の推移



■ふれあい・いきいきサロン活動の推移



■ボランティア活動団体の推移



2 各種調査

計画の策定にあたり、多様な市民参画を得るため、次のとおり各種調査を行いました。

(1) 地域福祉活動者へのアンケート調査

地域福祉活動を実践している住民を対象に、活動の状況や課題を把握するためにアンケート調査を実施しました。

対象者	<ul style="list-style-type: none">・自治会長（420名）・民生児童委員（337名）・在宅福祉員（810名）・地区社会福祉協議会長（27名） 合計 1,594名 (回答者 1,238名 回収率 77.7%)
実施期間	平成30年9月～11月
調査結果	<p>■活動者の高齢化、なり手不足と負担感</p> <ul style="list-style-type: none">・在宅福祉委員、自治会長、民生委員、地区社協会長のどの属性も年齢は60～70代が中心となっている。・活動する中で困っていることについてほとんどの属性が「メンバーが高齢化してきている」を選んだ。また、「その他」の選択肢の中でも、活動のなり手がいない・後継者がいないという内容の回答が多くあり、活動メンバーの高齢化、なり手不足が顕著である。・活動者はやりがいを感じているものの、すべての属性で大きな負担感を感じている。活動者の高齢化やなり手不足、固定化は、「活動のマンネリ化」や「若い人が参加しやすい活動ができていない」といった、活動の中で困っていることにもつながっていると考えられる。 <p>■地域の付き合いの希薄と情報不足</p> <ul style="list-style-type: none">・活動する中で困っていることについて、メンバーの高齢化に次いで多いのが「支援を必要とする人などの情報が得にくい」という意見であり、「地域の付き合いが薄くなっていて活動がしにくい」といった意見も併せ、地域の情報を得ることが困難であると考えられる。・「市民に活動内容を情報提供する場や機会が少ない」という意見も多数あるため、地域の中で支援が必要な方と、支援を行おうとする活動者がうまく結び付かないことが考えられる。

■人材確保とご近所付き合いで活動の活発化を期待

- 組織の活動を活発に行うためにという問いには、「退職したシニア世代が地域活動に参加しやすい仕掛け、活躍の場をつくる」という意見が一番多い。退職し比較的時間に余裕があり、分野ごとに深い知識をもったシニア世代を加え、活動における人材の不足を解消したいと考えられる。
- 「気軽に地域参加できる体制づくり」「気軽に情報交換ができるような近所同士の関係づくりの強化」が2、3番目に多い意見となっており、地域の中でご近所が気軽に付き合える環境をつくり、情報交換の活発化を望んでいる。そこから支援が必要な方の情報等を得て、うまく支援に繋げていくねらいがあると考えられる。

■地域課題の解決に向けた互助の重要性

- 地域課題の解決に向けた住民同士の支え合いの基盤づくりに必要なことという問いには、「となり近所同士で助け合う体制づくり」という意見が一番多く、2、3番目に「困りごとを気軽に相談できる身近な相談窓口」、「地域福祉活動の中心となるリーダーや活動を担う人の養成」とつづく。地域の中での住民同士の助け合いを基本とし、そこで出た課題を受け止める相談窓口など、行政や各団体、企業等を含めた支援体制、またそれを実現するため地域でリーダーシップを発揮できる人材が求められていると考えられる。

(2) 地域懇談会

前年に実施したアンケート調査の結果を踏まえ、市内全29地区の公民館において、各地区の生活課題や地域の活動の在り方を考えるワークショップを開催しました。

【ワークショップの内容】

グループワーク形式により、

「地区の良いところ、良いと思われる活動」

「生活や活動される中で困っていること、課題に感じること」

「こんな活動があれば、もっと住みやすい地区になると思われること」

について意見交換を行いました。

参加者	<ul style="list-style-type: none">・自治連合会（ 名）・民生児童委員（ 名）・在宅福祉員（ 名）・地区社会福祉協議会長（ 名）・小学校PTA役員（ 名）・公民館長・公民館職員（ 名）・地域包括支援センター職員（ 名） 合計 名
実施期間	平成31年2月19日～令和元年6月 日
調査結果	<p>■生活、活動している中で困っていること、課題</p> <p>1 活動者の減少、固定化、高齢化</p> <ul style="list-style-type: none">・役員、活動者のなり手が不足している。また、複数の役を持つ場合に負担が大きくなる・子どもが少ない・若い世代の活動への参加が少ない・退職をした高齢の方、特に男性の地域行事への参加が少ない・高齢化し、60～80歳代が多い・高齢のため、毎年自治会を退会する人がいる・民生委員のなり手不足・跡継ぎのいない家庭が増えてきた・市街化調整区域のため新規住宅が建てられず、人口が減少している <p>2 地域での活動に理解が得られない</p> <ul style="list-style-type: none">・助け合いの精神が欠けていることが多い

調査結果

- 活動に対し、家族の理解が得られない
 - 自治会女性会の活動に理解を示さない人がいる
 - 自治会活動に消極的な人が役員になると、理解が及ばず活動の運営に差し障ることが増えた
 - 自治会間で活動に対する温度差があり、取組が進みにくい
 - 役員になっていても集まりに出席しない
 - 役員が大変なために子ども会に入らない人がいる
- 3 必要な情報がうまく入手できない
- 1人暮らし高齢者の見守り体制についてどこまで入り込んでいいのかが分からず、情報を得られない
 - 1人暮らしの高齢者でサービス利用に結びつかないケースがある
 - 引きこもりの人の情報収集がしにくい
 - 補助事業がよくわからない
 - 家庭内暴力やいじめの相談窓口が明確にされていない
 - 放送がよく聞こえず、災害の時の情報が得られない
- 4 生活環境や地域交流の場の整備が不十分
- 地区内に地域住民の交流の場や子どもの遊び場がない
 - 公共交通機関が不十分であり、車、自転車に乗れなくなると移動手段がない
 - 夜暗いところが多く危険
 - 田畑の管理が困難
 - 集落同士が離れており、高齢者の交流に制限がある
 - 公民館以外に災害時の避難場所がない

■こんな活動があれば、もっと住みやすい地区になると思われること

- 1 活動に携わる人材を育てる
 - 若い世代の自治会活動への参加
 - 子どもを産みやすいまちづくり（0歳から保育）
 - 地域での子育て支援活動
- 2 地域の活動に参加する仕掛け
 - 自治会活動の集約と簡素化
 - 地域ボランティアのポイント制を検討したい
 - 一定人数以上で行動すると補助金が出る仕組み
 - 地区版のふるさと納税のような寄付制度の検討
 - 誰もが1度役員をやってみて、大変さと大切さを理解する
- 3 世代や分野を超えた交流活動
 - 大人と子どもが遊びながら交流できる行事や世代を超えて誰もが楽しめるスポーツ大会をしたい
 - 支え愛マップを整備するなど、独居の方の見守り体制や役割を整備する

参加者	<ul style="list-style-type: none"> • 自治会、民生児童委員、在宅福祉委員が協働する • 支え愛マップを作成や整備を通して、独居の方の見守り体制、役割分担を決める <p>4 生活しやすい環境づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> • 送迎ボランティアの実施 • 避難所を分りやすく掲示する • 各自治会に公園を充実させる（休耕地を利用）
-----	---

(3) 福祉関連団体等へのインタビュー調査

家族の会や相談支援事業者等の各団体から、現在の取組の現状や課題、住民やほかの団体との連携の在り方などについての意見聴取を目的として、インタビュー調査を行いました。

	種別	名称等
対象団体	家族会	<ul style="list-style-type: none"> • 発達障がい親の会CHERRY • 精神障がい者家族会すけっと • 不登校児童生徒、ひきこもり青少年親の会「つながろう会」
	サロン 交流の場	<ul style="list-style-type: none"> • 西部ろうあ仲間サロン会 • 子ども食堂（子ども食堂ネバーランド、喫茶ロコ、おやこ食堂「おかえり」、笑顔スペースさちカフェ）
	児童・子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> • 保育サポータークローバーキッズ • 特定非営利活動法人ピアホーム
	高齢者支援	<ul style="list-style-type: none"> • 特定非営利活動法人ひだまり
	生活困窮者支援	<ul style="list-style-type: none"> • 社会福祉法人こうほうえん
	権利擁護支援	<ul style="list-style-type: none"> • 西部後見サポートセンターうるかむ
	相談事業所	<ul style="list-style-type: none"> • 地域包括支援センター（7箇所） • 一般相談事業所（4箇所）

実施期間	平成31年3月～令和元年5月
調査結果	<p>■活動している中での問題点や課題</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 人材、資金、設備 <ul style="list-style-type: none"> ・職員の確保と運営費の問題。若い人を常勤で雇う人件費は出せない。職員のほとんどは定年退職後の方である ・安定的な活動を行うための活動資金の確保。地域に根差した活動であっても、利益に結び付けることも考えないといけない 2 地域の意識 <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民及び自治会等の共助・協働の意識改革が必要。近年は個人意識が強く、損得で判断する風潮がある。このような状況から自治会の存続自体が瀬戸際に来ているように思われる 3 情報 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者から「相談するところがない」と言われる。相談窓口を構えても信頼関係が無ければ相談に来られないように思う ・発達障がいの診断後のサポート体制が整備されておらず、診断または疑いがあると言われた保護者がどこに相談したらいいのか分からず、「ここに行ったら何でもわかる、聞ける」場所が必要であると感じている ・利用できる制度やサービスの情報が得にくい。窓口で聞いても説明が不十分なことがあり、先輩保護者に助言を受けて何度も窓口に通うこともある ・放課後デイサービスのような福祉サービスと学校の連携がとれていない <p>■問題点や課題について今後必要と考える取組</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 運営 <ul style="list-style-type: none"> ・安定的な運営の為の新規事業の取組。今後介護予防総合事業でNPO法人でも介護度の低い高齢者の介護サービスができるようにしたい ・拠点整備及び人件費などの支援 2 情報 <ul style="list-style-type: none"> ・当事者間での情報交換 ・専門家による相談会の開催 3 連携 <ul style="list-style-type: none"> ・効率よく解決に向かうにはどこに相談するかを毎回迷うので総合的に相談できる窓口がほしい ・長寿社会課、福祉課、障がい者支援課の横のつながりを強化してほしい

■地域住民や行政、社会福祉協議会の協力や支援が必要と考えること

1 地域住民

- ・急速な高齢化の認識や意識改革
- ・地域活動への理解と参加
- ・託児ボランティア等の協力
- ・発達障害についての正しい理解を持ってもらいたい

2 行政や社会福祉協議会

- ・活動団体の設立（法的な申請・設立資金等）の支援。NPO法人の設立に向かいたいという人がいたときに、メリット・デメリットを詳しく教えてもらえたり、設立のための諸手続きのサポートをしてもらいたい
- ・出席扱いになる場所（フリースクール）で発達障害を理解した上での学習支援、生活カススキルアップ支援など。学習の保障は大変重要であり、いろいろなかたちでの学び方ができればいい
- ・積極的な情報発信
- ・窓口担当者の対応力強化

■今後地域福祉を充実していくために、特に力を入れていくべきと感じること。

- ・街中と周辺地域では交通手段、買い物、通院など生活上の課題が異なるため、各地域の実情に合わせた支援や組織の構築を行うことと、設立した組織の長期的な運営のための支援が必要と考える
- ・発達障がい児の診断後のサポートを充実させていくためには、サービスの利用だけでなく、コーディネーターを配置して本人と家族を支えていく仕組みをつくり、切れ目のない支援に力を入れていくべきと感じている（介護保険制度でのケアマネージャーのような存在）

■その他

- ・退職された人材を活用しないともったいない。皆、携わっていた仕事のそれぞれの分野でプロであり、特技や資格を持っている。経験のある仕事であれば抵抗なく協力を得られるように思う。そういった人材を掘り起こし、うまくニーズに繋げることが大切である。
- ・市の健診で発達障がいかわかれば、子ども相談課を経由するため様々な情報を得やすいが、それ以外のルートで診断された場合、どんな相談窓口やサービスがあるかを知る機会がない。診断した医療機関からも情報提供が必要である。

(5) パブリックコメント

計画案が完成した時点で、広く市民に意見を求めるため、パブリックコメントを実施しました。

【実施期間】令和 年 月 日～令和 年 月 日

3 米子市の課題（まとめ）

(1) 福祉の担い手の確保と育成

地域活動者へのアンケート調査や地域懇談会では、民生委員や在宅福祉員等の地域福祉の担い手の高齢化や固定化を問題視する意見が数多く寄せられました。地域福祉の担い手の高齢化や固定化は、活動の負担感につながり、組織の弱体化や、活動の活性化を阻害する要因となりますので、次の世代の担い手を育て、活動を継承することや、新たな担い手を発掘することが必要です。

また、少子高齢化の進展により、今後ますます福祉サービスに対する需要の増大・多様化が見込まれ、より質の高い福祉サービスの提供が求められることが予想されますので、サービス提供の根幹である福祉従事者の量的確保と育成が極めて重要となります。

(2) 多世代・多分野・官民の協働

地域懇談会では、地域福祉活動への若い世代の参加を求める意見が多数ありました。幅広い世代が地域福祉活動に関わることで、地域福祉活動が活発になり、新たな地域づくりのアイデアが生まれることが期待されます。

また、地域福祉の担い手不足が懸念される中、地域福祉を推進していくためには、人材の確保や育成と併せて、今まで地域活動に関わりがなかった人や、社会福祉法人、NPO、企業、社会福祉協議会、行政など、分野や官民の境界を越えて、協働して地域づくりに取り組んでいくことが必要です。

(3) 住民への情報提供、相談支援体制の整備

地域懇談会では、「相談窓口が分からない」「一人暮らし高齢者や引きこもりの人の情報がなく、どこまで入り込んでいいのか分からない」といった意見がありました。また、各団体へのインタビュー調査では、「利用できる制度やサービスの情報が得にくい」「ここに行ったら何でもわかる、聞ける場所が必要」との意見がありました。

地域共生社会の実現のためには、困難を抱えた人に対してどのような支援が必要で、またその人がどのような制度やサービスを利用できるのかという情報が提供されることが非常に重要です。これらの情報は、個人の自立にもつながります。

地域で誰もが安心して生活し、また地域の支え合いの取組を進める上で、どんなことでも気軽に何でも相談でき、かつ必要な情報が必要な人に適切に提供されるための体制整備が必要です。

(4) 住民交流・地域福祉活動の拠点の整備

地域懇談会では、地域住民の交流や地域福祉活動の拠点の整備が不十分との意見が複数ありました。いろいろな人が日常的に集い、交流が生まれる環境を整えることにより、自然な形で住民同士の見守りや、住民の地域づくりへの参加の意欲につながることを期待できます。

米子市では、「米子市民自治基本条例」により、公民館が「身近な地域におけるまちづくりの拠点」と位置付けられていることから、まずは公民館を住民交流・地域福祉活動の拠点として活用していくことが考えられますが、公民館は「入りづらい」「自宅から遠く、使いにくい」といった声もあるため、利用しやすいように整備する必要があります。

また、公民館以外の社会資源を拠点として活用することも併せて考える必要があります。

第3章 米子市が目指す地域福祉の姿

1 基本理念

「 _____ 」

2 基本目標

(1) 地域全体がつながり、支え合うまちづくり

地域の中で誰もが安心して暮らし、自分らしく活躍することができる「地域共生社会」を実現するためには、住民自らが地域課題の解決に取り組む力を引き出すとともに、互いの多様性を認め合うことができる社会づくりと、地域全体がつながり支え合う体制づくりが必要です。

このため、地域住民、民間事業者、社会福祉法人、行政等、地域の多様な構成員が地域の生活課題の解決のために協働する仕組みや、多世代の住民が交流し、協力できる体制を構築します。

(2) 総合的な支援・適切なサービス提供の推進

地縁的なつながりや親族間のご縁の希薄化に伴い、ひきこもりなどの社会的孤立の問題や、ひきこもり親子が高齢化した「8050問題」、ごみ屋敷などの「制度の狭間」の問題、介護と育児のダブルケアなどの複合的な問題を家庭や地域で受け止めることが困難になってきています。その結果、何ら支援を受けることができず、問題が深刻になってから発見される場合も多くなっています。

これらの問題に対応していくため、地域住民や多機関の協働による早期発見・早期支援の仕組みづくりや、包括的、分野横断的な支援の仕組みづくりに取り組めます。

(3) 未来へつなげる人づくり

地域福祉を推進し、未来へつなげていくためには、その担い手となる人材が必要です。

このため、長期的な視点を持って、住民の地域への愛着を醸成し、地域福祉の担い手となる人材を育てることで、地域福祉の世代継承に取り組めます。また、福祉サービスの安定的な提供のため、ソーシャルワーカーなどの福祉専門職の量的確保と、質の高いサービスに対応できる人材の育成に取り組めます。

3 目標を達成するための体制

(1) 米子市が目指す体制

目標を達成するためには、地域支援や個人の生活支援において、既存制度の縦割りの仕組みから脱却し、地域社会の全ての構成員が、互いの立場の違いを越え、協働していく仕組みを構築する必要があります。

そこで、米子市では以下のとおり体制整備を目指すこととします。

○住民のあらゆる生活課題への支援を行うため、地理的要件や、人口規模、地域包括支援センターの配置等を勘案し、市内に7つ程度のエリアを定め、エリアごとに相談支援と地域支援の拠点となる総合相談支援センターを設置します。総合相談支援センターは、地域包括支援センターと一般相談事業所の機能を兼ね備えたものとしてします。

○エリアごとの総合相談支援センターに、人口規模に応じた数の個別支援ソーシャルワーカーと、公民館単位で地域支援を行うコミュニティワーカーを配置します。

○個別支援ソーシャルワーカーは相談者の抱える課題について分野を問わず対応します。個別支援にあたっては、世帯全体の視点から課題を整理し、必要な支援に結びつけます。

複合的な課題や対応困難な課題への対応など、必要に応じて、個別支援ソーシャルワーカーが中心となって、専門機関で構成する支援チームを構成し、チームによる支援を行います。

○コミュニティワーカーは、公民館区域ごとに地域のプラットフォームを構築し、地域課題の共有化を図りながら、地域の多様な主体による協働の取組を支援するなど、地域の支え合いの機能の強化を目指します。また、コミュニティワーカーは地域住民の相談の受け止め役となり、個別支援ソーシャルワーカーとの連携により、課題の解決を図ります。

○エリアごとの総合相談支援センターを統括する基幹型総合センターを設置し、困難ケースのバックアップや、個別支援ソーシャルワーカー、コミュニティワーカーの人材育成を行います。

(2) 体制整備に向けて行うこと

○中心市街地をモデル地区に指定し、実証実験を実施します

- ・個別支援ソーシャルワーカーを配置し、多機関協働のネットワークを構築します。複合的な課題を抱えたケースに対しては、チームで支援を

行います。

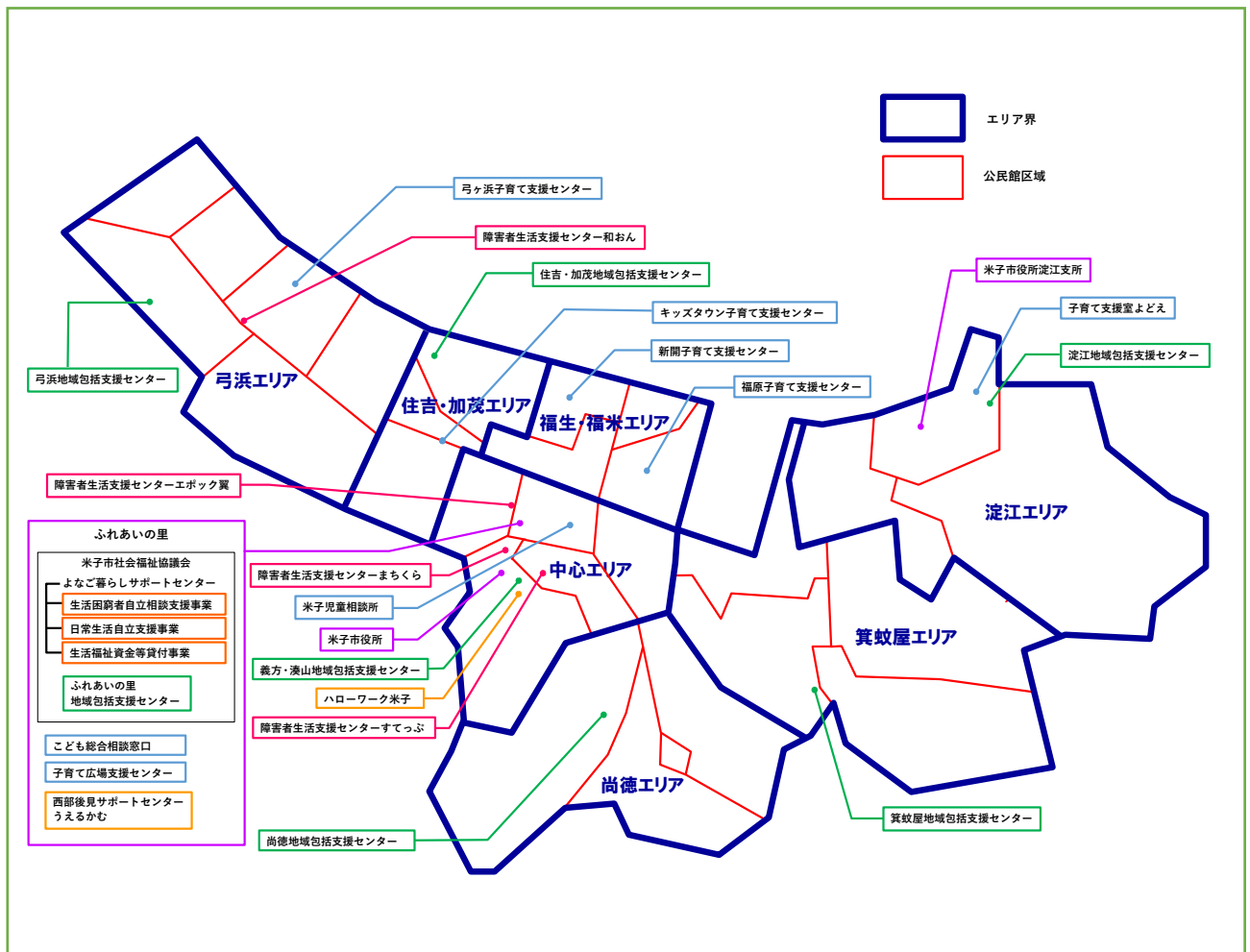
- 米子市社会福祉協議会にコミュニティワーカーを配置し、公民館区域を対象に地域福祉のプラットフォームを構築します。多様な主体の協働体制の構築や、住民向けの研修を実施します。

- コミュニティワーカーは、地域の困り事を受け止め、個別支援ソーシャルワーカーと連携しながら、支援機関へのつなぎや、地域住民同士の相互扶助による解決への導きを行います。

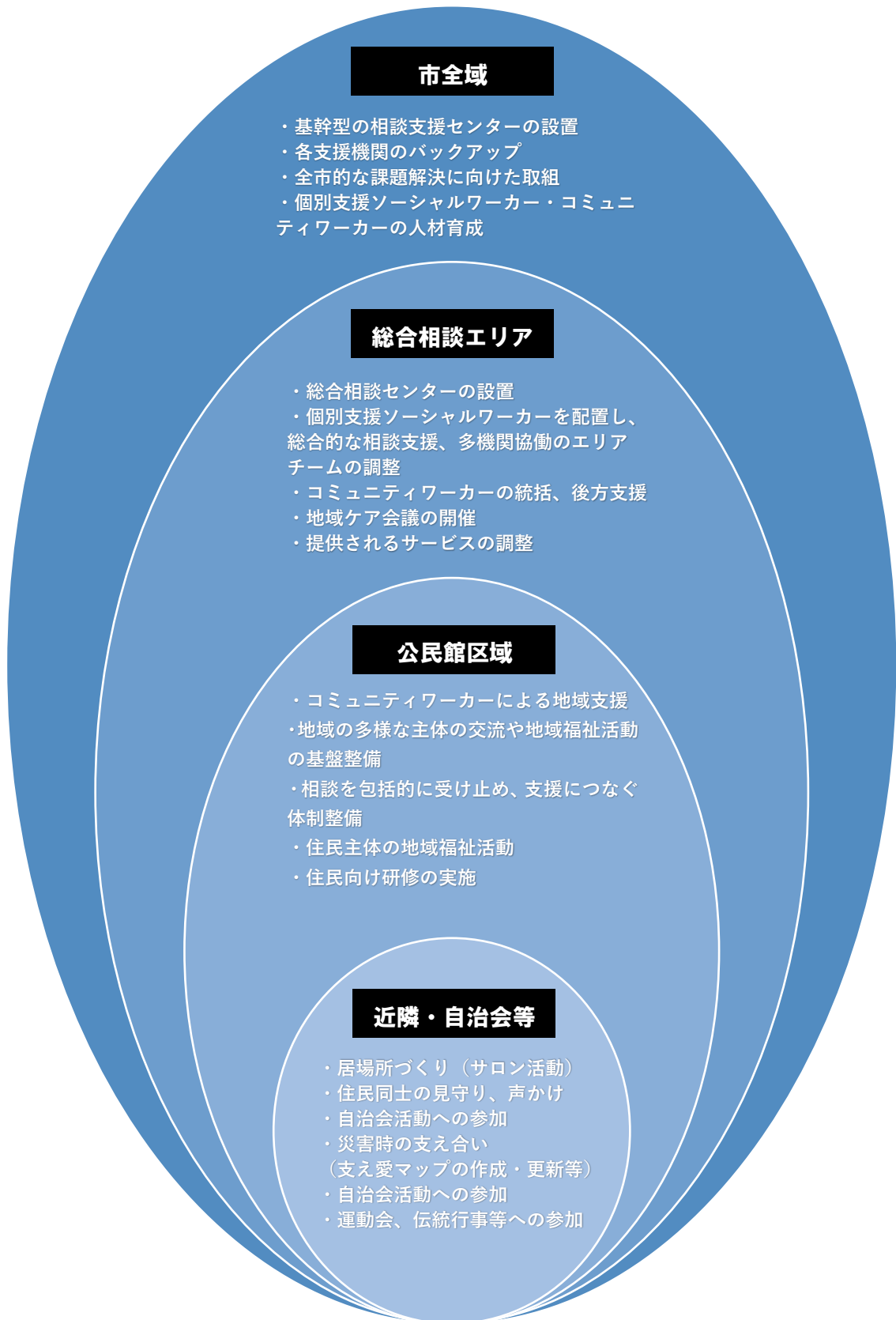
- 個別支援ソーシャルワーカーとコミュニティワーカーの研修プログラムを作成し、人材育成を行います。

- 住民向けの地域福祉実践に関する研修を行います。

【総合相談支援体制のエリア図】



【重層的な総合相談支援体制のイメージ図】

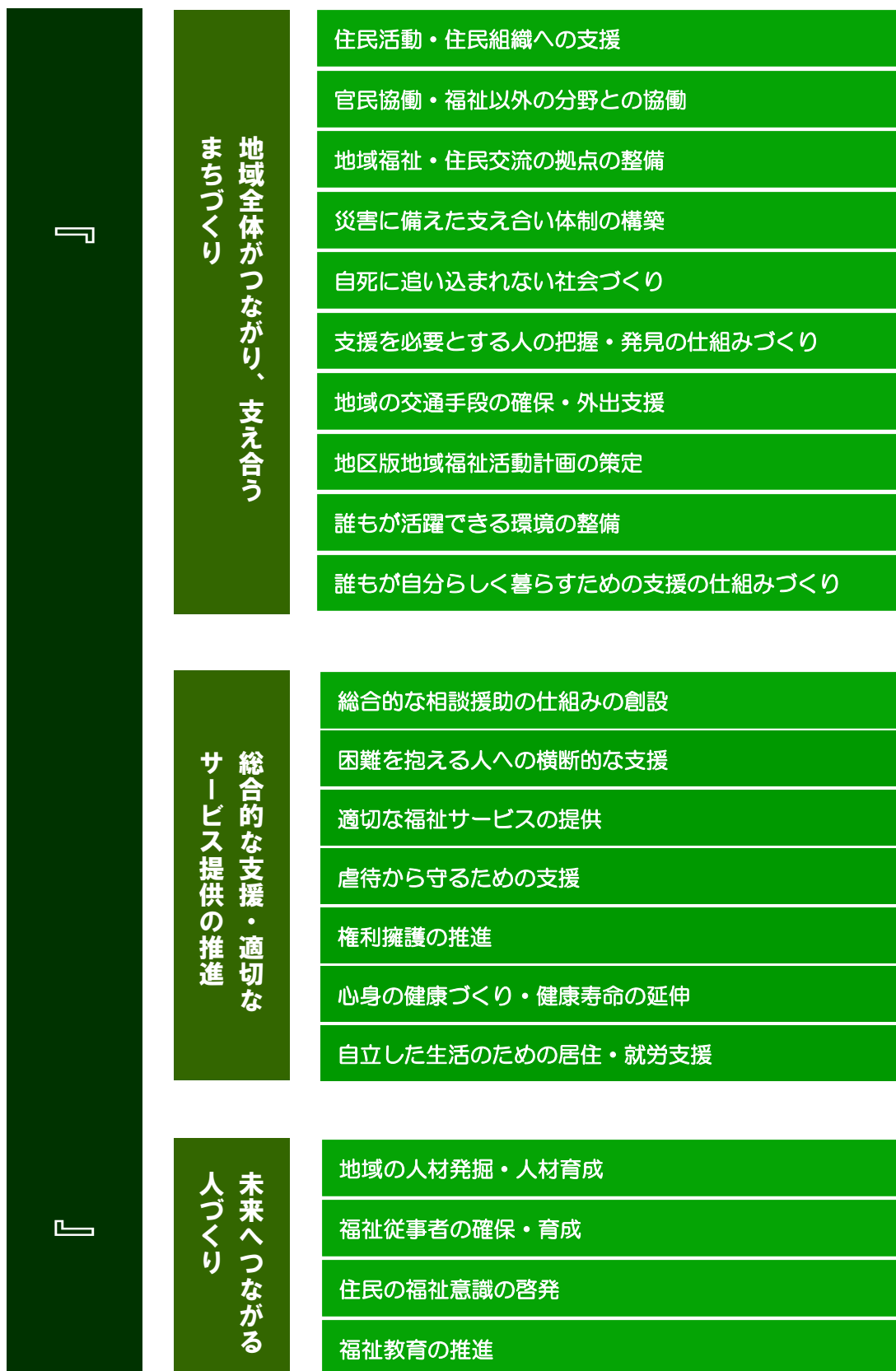


4 計画の体系

【基本理念】

【基本目標】

【基本施策】



第4章 目標達成のための具体的な取組

- 1 基本施策
- 2 重点項目

第5章 計画の実行体制

- 1 計画策定委員会、社会福祉審議会、各計画の策定委員会との関係
- 2 庁内検討会議の位置づけ
- 3 地域の会議体との連携・ボトムアップによる施策形成
- 4 進捗管理体制・点検方法

